

第3回 多治見市高齢者保健福祉計画策定委員会

日 時 令和2年10月 6日（火）午後2時00分～午後3時30分

場 所 多治見市役所駅北庁舎4階

出席委員：大藪元康委員長、山田久也委員、三島直也委員、柴田ひとみ委員、山田隆司委員、村橋弘委員、久我正委員、唐木頼子委員、斎藤ひろみ委員、藤原信夫委員、澤田誠代委員、鈴木良平委員

欠席委員：岩崎隆弘委員、篠田征子委員、桐山正委員、船戸由美子委員

事務局：山崎課長、三宅リーダー、加藤リーダー、宮上リーダー、野呂、今井

事務局	定刻になりましたので、只今より第3回多治見市高齢者保健福祉計画策定委員会を開催致します。 会議に入る前に資料の確認をさせていただきます。 資料1 多治見市高齢者保健福祉計画2021の施策(案)の概要 資料2 多治見市高齢者保健福祉計画2021の施策体系(案) 資料3 多治見市高齢者保健福祉計画2021の施策(案) 参考資料1 多治見市高齢者保健福祉計画2018の施策 参考資料2 主な新規事業。資料4 第8期介護保険事業(支援)計画策定に向けた推計値 以上は事前に郵送させていただいています。よろしいでしょうか。 本日、岩崎委員、篠田委員、桐山委員、船戸委員が欠席となります。 では、これより先の進行は大藪委員長にお願い致します。
委員長	次第に沿って進めていきます。 それでは、次第1、多治見市高齢者保健福祉計画2021の施策について、事務局から説明をお願い致します。
事務局	説明
委員長	説明の最初では、資料1・2を用いて基本方針推進施策のところ、前回の議論を踏まえての提案がありました。また、資料3をもとに取り組み内容の説明がありました。特に、今日は資料3の内容について検討していくが、現行取り組み内容から推進施策の枠組みを見て、全体像を固めたいと思います。 まず、資料1・2で説明のあった基本方針と推進施策ですが、資料1・2に関して何か質問や確認等ありますか。
委員	前回の委員会の時にあった資料2の地域包括システムの強化・充実のところの推進施策の1-5 成年後見制度の利用促進となっていますが、前回の策定委員会の中で、これは一制度のことになってしまうので、権利擁護の促進という言葉で本格的に示した方がいいのではないかという意見があったかと思う。前回も話が出ていたが、成年後見制度に特出したのには、何か理由があるのかどうか伺いたい。
事務局	新規事業の中に、参考資料2の2頁にある成年後見制度中核機関の設置があり、この点が計画の中で大きく関わるところであると認識している。

委員長	<p>それでは推進施策として特に成年後見制度の柱の中で権利擁護を果たすように指導する中核機関を置くという事で、この表現でいきたいと思えます。</p> <p>他にいかがでしょうか。推進施策の基本方針と施策確認等ありますか。</p>
委員	<p>今の成年後見制度の確認ですが、これは厚生労働省の指導で令和3年度から各市町村で実施するというようにうたわれているので、第8期の計画期間に言及しなくてはいけないという背景があると思う。</p> <p>中核機関について確認したいことがあります。参考資料2にイラストがありますが、今日は成年後見センター事務局長の委員がいるので確認したい。中核機関の具体的な場所はどこに設置予定か、また、中核機関を担う担当部署はどこが担うのか。現在は、後見人を申請しようとする、東濃成年後見センターに相談するとなっているが、これから中核機関に相談することになるとどうなるか。5市にまたがって1カ所ではどうかと思う。イラストでは分かるが実際に協議会を運営することになったらどう運営されるか、概略が知りたいです。</p>
事務局	<p>中核機関の設置については、現在東濃5市にて検討しています。場所についても今検討しています。まだ確定はしていないが、市としては裁判所もある多治見市に設置してはどうかと提案しています。担当する部署は、高齢福祉課で考えています。協議会等の運用、体制等については、東濃5市で検討しているところです。</p>
委員	<p>現在は、メインの事務所を多治見に置き、多治見市以外の自治体に巡回相談を4か所設けている。また、巡回相談以外でも連絡があれば各市に出向いているので、このような対応は、今後もできると思えます。</p> <p>各市に中核機関を作った方がいいのではないかという意見もあるが、個人的には広域で実施しないと、難しいと思っている。東濃5市バラバラに弁護士会、司法書士会など色々な方々と協議会を開催するのはとても困難である。</p> <p>当初、裁判所も裁判所の圏域ごとに依頼があり、多治見と中津川市に支部や出張所があることから、圏域内で運営していくのが良いということで、東濃5市と協議を進めている。</p> <p>県内の一部の自治体では広域での設置が不可能な地域もでてきていると聞いている。中核機関は必要であり、きちんと機能することが重要である。それには東濃5市で連携することが、一番効率が良いと思う。</p>
委員長	<p>有難うございました。こうすることで専門性も高まるし、細かい日常的な相談の窓口は、それぞれの市に置くという感じでしょうか。</p>
委員	<p>中核という以外で、方向性や県業務の相談等は包括支援センターの管轄になっている。包括支援センターの相談を超える場合は、連絡いただければ現在でもすぐに出向いているので、この方向で出来ると思う。</p>
委員長	<p>広域で中核機関を作って、細かな個別の対応についてはこの図にあるように、地域包括支援センターや社協やNPO法人等がそれぞれの地域で支援、ネットワークを作っているような形になると思う。</p>
委員	<p>東濃成年後見センターは、東濃5市で実施していて、全国の自治体からみても先進事例の1つだと思う。中核機関を作ると言っても機関に書いてある広報・相談は今ままで十分だと思う。問題なのはマッチング機能であり、中核機関に後見人となる人の登録が必要になる。親が後見人になりた</p>

	<p>いと言っているが、本当にそれでいいのだろうかとか。これがマッチング機能というイメージであるが、間違っていたら教えてほしい。</p>
委員	<p>マッチング機能は一定担う形になっている。協議会の名簿の登録ですが三士会と言って、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会という3つの団体が、それぞれの団体で後見人を養成し、裁判所に報告している。家族等で後見人が出来ない場合、もしくは対応できない場合は、三士会を含むマッチングの会議の中で本人の生活状況や資産の状況等を総合的に見て、三士会を含む専門職の誰に担ってもらうのが一番いいかをマッチングする。例えば、弁護士会に依頼すると、弁護士会でどの弁護士に推薦するかとなるのである。マッチングに関してはある程度、三士会が協力しているので、対応できると思う。また、先月から後見人の養成講座が始まっているので、そういった形の対応はできると思う。</p>
委員	<p>有難うございました。</p>
委員	<p>資料3の5頁ですが、ボランティアポイント制度と具体的な制度の名前が入っている。ボランティアポイントを進めていきたいという意味か。</p>
事務局	<p>高齢者は社会参加することにより介護予防に繋がります。今回の国が示す指針の中に明記されていることから、今回の計画の取組に入れている。現在、他の自治体で実施しているところもあり、現金や地域通貨などに交換している。次期計画期間の間に、ボランティアポイント制度について市として実施するか、実施しないか。実施するならどのような形で行うかも検討していきたいと思っている。</p>
委員	<p>資料3の7頁に介護給付費通知の実施に向けた検討しますと書いてあるが、通知とは誰に向けたものか。</p>
事務局	<p>これは、介護給付被保険者、利用者に対して、介護保険の利用実績、自己負担額を通知するもので、国の介護給付適正化の5つの柱のうちの1つです。多治見市として現在取り組んでいないことから、実施の可否を検討します。</p>
委員長	<p>他にいかがでしょうか。今日のメインの議題施策取り組みのところで質問等確認ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>資料3の7頁の5-3で(2)事業者の支援・指導のところです。最近おきた事例で、広島県三次市で介護ヘルパーが、熱があるにも関わらず高齢者の介護に行き、高齢者にコロナウイルスを感染させ、死亡しました。家族がヘルパーの事業所に対して損害賠償を請求している。5-3で「②感染拡大予防と発生時の対応への支援を実施します」に該当するか分かりませんが。今後、介護事業に関する損害賠償事例は増えてくる可能性がある。行政側としても介護事業者の指導を徹底しておかないといざ裁判になった時に介護事業者任せっきりだと、もしかしたら行政も損害賠償の対象になり得る。是非とも、新しく事業者の支援・指導という項目があるので、そこで検討いただきたいと思う。</p>
事務局	<p>今ご意見いただいたように、事業者への支援・指導の中で市だけではなく、県や国も含めてしっかり対応していくために計画に記載しています。</p>
委員長	<p>今の意見は、5-2(3)事故防止と事故対応のところにも関係していくと思った。コロナの関係だけではなく、介護事故、訪問も入所も関係なく起こるので、事故検証と再発防止のところにも関係するかと思います。利用者を守るという点でも取り組んでもらいたいと思います。</p>

委員	今の項目と重なるが、感染症の拡大予防と発生時の対応への支援のところで、事業所として今回のコロナの対応についてもきちんとした対応を取らなければならない。色々な資料の中から自分達なりに対応の内容を考えるが、何が正解なのか実際のところ事業者でも分からない。例えば事業所がマニュアルを作ったとする。それでも対応しきれなくて感染者が発生してしまったとなると、出た答えに対して行政からの指導を受けると思う。それ以前にもっと積極的に行政サイドからガイドラインを示してもらい、それが出来なければ当然事業所の責任は問われると思うが、全てを事業者任せにするのではなくて、行政サイドからも積極的にガイドラインを提示いただくことも含めてこの項目を検討いただければと思う。
事務局	県とも情報共有しながら検討いたします。
委員	資料3の1-3に「低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を検討します」が盛り込まれることに期待しております。私たちが高齢者と関わっていると貧しい方は家がなく、住むところがなく困っている。また、気になっているのは、家はかろうじてあるが高齢者や障がいを持っている方で、特に高齢者は半分セルフネグレクトでゴミ屋敷になってしまい、生活の維持が継続困難な方に複数関わっています。セルフネグレクト化したゴミ屋敷を何とか支援して、生活の維持ができるように出来ないかと思えます。ゴミ屋敷があることで近所も困る。ヘルパーさんは入っても支援出来ないという事があるので、どこかで対応できないかと思っている。
事務局	当然そのような事例はあると認識している。高齢福祉課だけでは解決できない問題だと認識している。市の中でも企画防災課をはじめ、様々な部署と連携を深めながら引き続き対応していきたいという思いから記載している。 資料3の5頁の4-2「地域の支え合い活動の支援」のところについても、地域の支援も活用してできないかという事で、記載をしている。
委員長	今いただいた課題は地域の中でも大きな課題だと思います。高齢者福祉だけではないので、上位計画である地域福祉計画とも関係してくるかと思う。地域全体での取り組み、特に高齢者保健福祉計画の中では、取り上げた地域での支え合いの活動で、高齢者の方自身が担い手になるような取り組みに繋がっていけばと思う。
委員	資料3の4頁の認知症施策にあたるのか、後見制度にあたるのか分かりかねる点がある。実際現場で相談業務をしている中で、老々介護の世帯が多いことから、後見人申立も成年後見センターと連携しながら話しを進めているが、なかなか本人申立につながらない。 また、認知症中程度になった方は、短期記憶の欠落の方が多く、金銭管理ができない方の相談が多く、高齢福祉課等とも相談して対応している。生活相談センターにも契約能力があるかないか、微妙な方への支援の手立てがなく、仕方なく包括支援センターの職員で乗り切るような対応をしているのが現状である。認知症中程度の方々への経済的な支援の体制が、なかなか行政単位、市町村単位では難しいかもしれないが、このあたりが組み込めるよう検討いただきたい。
委員長	有難うございます。具体的に金銭管理のところ課題になる事が多いという事ですが、このような状況について次の計画で取り組みが何かあれば教

	えてください。事務局から何かあればお願いします。
事務局	本人が成年後見を申立できない場合は、市長申立という制度を活用している。経済的な援助であれば市の制度を活用しながら、業務をやっていきたい。具体的に認知症中程度の方に重点を置いた取り組みの記載はないが、そういった事も含めながらやっていきたいと考えている。
委員	認知症施策で取り組んでいく形なのか。
事務局	認知症施策とはまた違うと思う。まずは成年後見人を付けるというところからスタートするのであれば、認知症施策の取り組みで対応すると思う。ただし、その後の経済的な事になってくると、多治見市社会福祉協議会の経済的支援制度等、市でもっていない施策も含めながらやっていかざるを得ないと考えている。
委員	今の件は、資料3の4頁 3-2の2「早期発見・支援体制の充実」にある。病気がちの人は包括支援センターへ相談に行くよりも、医者には必ず行っていると考えられる。医療機関と連携が取れば、包括が頑張らなくても出来るのではないかと。完全な認知ではなく、その一手手前の人に対して、医療機関との連携を充実させていく事が一番かと思う。
委員	こういった問題では地域みんなで見守るという事はよく言われるが、例えば今認知症サポーターについて、地域でサポーターがどこにいるか教えてもらいたくても、個人情報だからといって一切教えてくれない。ボランティア的なものに応募する方は、はじめからサポーター講習会受講の時点で、受講してサポーターになったら名前を公表するとして、それが嫌な人は別扱いにし、いいよと言う方だけでも周知できるような方式にしなければ、我々が地域で何かやろうとしても個人情報の問題で、せっかくの社会資源が活用できない。今の状況で言えば、個人情報という法律的な縛りがあるのは事実だが、そういった事を超えて活動してもいいという方達だけでも公表できると、世の中は進んでいくのではと思う。その辺についても今後支援する人を養成する場合の仕方等、検討いただくと大変有難い。
委員長	項目で言うと、資料3の5頁4-1の1「ボランティア支援策」に関わると思った。名前を知られていないから活動しにくいと考えると、自分の意志でリストを作るとか組織化するという事も検討していくかなと思った。
委員	家賃の住まいの高齢者の住居の確保を検討することは、住居対象はほとんど民間だと思う。これは家賃補助等々現物支給を想定している事か。
事務局	実際に何をどう支援するかは決まっていない。市内では空き家が増えている状態。市の都市政策課で空き家バンクを扱っているが、高齢者や年金が少ない方が住めるような価格帯にはなっていない。そのため高齢者の住まいが確保できないので、委員が言われたように現物支給でいくのか、何かいい方法があるかも含めて検討したいと思っている。
委員	もう一つ、地域の見守り体制の支援について。例えば、認知症の方の中でGPSが必要な方に貸与、補助することはできないのか。
事務局	GPSについては市で貸与等は実施していないが、今年7月からQRコードを認知症の方の服に張り付け、おかしいと思った場合にQRコードを読み取り発見につなげる事業を実施している。7月からなのでまだ3カ月弱しか経っていないが現在10名登録がある。徐々にとは思っているが、実際にバーコードを読み込む人をもっと周知していかなければならず、そこ

	も含めて認知症の方への支援はしていこうと思っている。
委員長	その 10 名の方に交付したという事だが、実際に機能した事例はあるか。
事務局	まだありません。
委員	認知症サポーターというのは、主にどういう事を目的にしているのか。
事務局	前回の会議の時に少し説明させていただいたが、認知症サポーターはまず認知症のことを知っていただくことがスタート。認知症サポーター養成講座を受講し、その後にフォローアップ研修で具体的に安心声かけ訓練等していただく。更に認知症カフェなどの運営といったボランティア活動の参加も視野に入れたいと思っている。
委員	事務局の説明通り、ゆくゆくはサポーターの方がボランティア研修も受けていただき、認知症の方を支援するチームができ、認知症の方の早期発見や、その方を誘えるようなチームを作っていく構想がある。まず認知症の理解を深めていただくことからのサポーター養成講座を年間通してやっている。
委員長	認知症サポーターはボランティアに近い市民の活動という事です。
委員	私が見ている患者さんの中に、認知症初期の方がいる。認知症にはすぐにならず、認知になったり正常になったりして段々と進行していく。講座の中で、認知になっても大丈夫というような養成講座にしてもらいたい。上手く共存して人生を終えていくというような感じになるといいと思う。
委員長	委員の言われた通り、認知症サポーターの人が高齢になり認知症になった時に、自分も支えられる側になるという活動というか組織というか、そういった取り組みが大きな流れとしてはなっていくのかと思う。是非委員の言われた認知症の方も入るような、そのような活動になっていけばと思う。
委員	資料 3 の 1 頁、上から 2 段目「地域包括支援センターの夜間、休日の相談体制」で、相談が休日・夜間問わず対応するという事で大変有難いが、更に負担が増えるかと思う。具体的にこういう事をやろうと方向が決まっているのか、これから検討するのか。
事務局	現地点でこれを具体的に実施できるという状況にはなっていない。将来的に市民から見ると、夜間・休日対応体制を備えるという事が大事なことだろうと思う。地域包括支援センターの負担もあるし、委託料等、予算的にもかなり費用の増加は見込まれるが、検討はしていきたい。
委員	資料 3 の 3 頁の 2-1 の 2 「④活動自粛中においても健康維持できるための支援を検討する」という項目ですが、私の兄弟はすべて 70 歳以上です。弘前と広島・福知山・多治見の私で、オンラインで会話し、すごく心が和んだ。一つ提案ですが、都会に出ている子供にオンライン帰省をさせてあげるというツール提供です。老人福祉センターにパソコンを置き、オンラインで子どもが親の顔が見たいと事前に申し込みをして、福祉センターでパソコンをサポートして実施する。福祉センターまで出かけられない高齢者は、タブレットを自宅へ持って行き支援をするのはどうか。
委員長	高齢の方へ最新のツールをどう使うかというのが課題で、貴重なご提案をいただき有難うございました。実は、この項目の表現が気になっている。「活動自粛中」が残ると、3 年間にわたって「活動自粛中」ということになる。例えば、自宅においても健康維持できるというぐらいの表現の方が 3 年間の計画になるのかなと思う。

	<p>沢山のご意見有難うございました。まだ意見がまとまらない方も後から思いつく事もあるかもしれませんので、10月16日までに事務局にご意見をいただければと思います。本日の意見と16日までにいただく意見をもとに、第4回の策定委員会に最終案を出していきますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは次第2介護保険サービス推計について事務局から説明をお願いします。</p>
--	--

2. 介護保険サービス推計について

事務局	説明
委員長	只今の事務局の説明について、何か質問や意見はありませんか。
委員	細かい数値は分かりませんが、推計値の統計について。例えば平成30年度、令和元年度これは既の実績値は出ています。平成30年度と令和元年度の推計値と実績値の差が把握できれば、推計のやり方は正しいかどうかある程度の見通しがつく。是非ともそれが分かる資料を次回用意いただきたい。また、どうしても疑問が残るのが料率の設定。所得レベルに応じて料率設定されているが、高額所得者が上部をスパンと切られている。介護保険料で言うと、合計所得が1千万以上は一律一緒。1千万以下は細かく段階が分かれている。この料率の切り方は県、市町村において設定されると思うが、料率設定の妥当性が一般市民から見て、是非とも分かるように説明いただきたい。
委員長	現行の計画の推計値と実績のデータという事と、保険料の所得段階別の保険料の設定ですが、事務局より説明ありますか。
事務局	今言われた7期の計画の時の見込みと実績については、次回の策定委員会で提示いたします。 料率の設定については委員の意見のとおりで、どこかに線を引かなくてはいいけない。今のところは見直しが出来ないことはないと思っている。介護保険料は介護保険法によって決められており、国の基準に基づいて設定している。基準が下がれば市も基準を下げることになるので、そこはご理解いただければと思う。
委員	介護サービスの見込み量のところに居住系サービスと書いてあるが、これはグループホームだけですか。
事務局	他にも入っているが、ほとんどグループホームです。 グループホーム以外は、介護サービスメニューでいくと、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定生活介護というシステムは出来ているが、これらはなくほぼグループホームです。
委員	在宅サービスの中にサービス付高齢者住宅に住んでいる方のサービスも、在宅の中に含まれるという事でもいいか。
事務局	その通りになる。
委員長	他にいかがでしょうか。
委員	資料4の1枚目と2枚目に棒グラフがそれぞれあるが、平成30年度から令和5年度という短いスパンだと傾向がなかなか見えにくい。このグラフを何のために載せているのか分からないが、今後こうなると言う事を見るようにしようと思うのならば、いっそ令和22年度まで広げてグラフを

	作り、今のままでこういう風になってしまうと言う方が、効果があると思う。グラフの使い方をどう使うのか、皆さんに知って欲しいという事で載せるのか。今の段階を委員の皆さんで参考に見ておいてというレベルであればそうでもないと思う。
委員長	計画書に載せるかどうかも含めていかがでしょうか。今の段階で推計までの給付見込み、サービスの見込みについて、グラフが計画書に載る予定か。
事務局	資料4のグラフは、見える化システムから自動でグラフが抽出されている。委員の言われる通り、棒グラフの掲載については考えていきたい。高齢者保健福祉計画への記載についても、新しいグラフをより分かり易くするために、皆さんに少しでも理解してもらうためのグラフを考えるなど、今後検討していきたい。
委員長	縦軸の数字を、メモリを変えるだけでも差が見やすくなるかと思う。0から始まるので、6億からのメモリにするとかなり見え易くなるかと思った。他にいかがでしょうか。 最後に「6. 受給率」とあるが、受給率も上がっていく推計になっている。高齢者のニーズが増えるという事と合わせて受給率が上がると、保険料も上がっていく事になるので、介護予防や地域の取り組みの中でみんなが元気で長生きというところで、受給率を上げないような取組を高齢者福祉計画の中では重要になってくる。 他によろしかったでしょうか。 続いて、次第3. その他について事務局より説明をお願いします。

3. その他

事務局	その他についてですが、次回の委員会の日程について、12月2日14時からを予定していますので、よろしくお願い致します。
委員長	次回の日程を決めていただきました。
委員	この計画の冊子が出されると思うが、この冊子は自分が貰って読んでもあまりよく分らない。住民向けの広報として、例えば「たじみのふくし」という冊子がある。明らかに住民に向けて作られている。あるいは暮らしの便利帳に福祉の事も載っている。「みんな笑顔で介護保険」の介護の利用ガイドがある。今回作るこの計画が住民向けにどういった形の冊子で、広報されるのかを次回教えていただければ有難い。
事務局	意見いただいた点も含めて、次回話しができるようにしたい。
委員長	他にいかがでしょうか。よろしかったでしょうか。 それでは、これをもちまして第3回多治見市高齢者保健福祉計画策定委員会を終了致します。有難うございました。